

香川県農業・農村基本計画

骨 子 案

香 川 県

目 次

序章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格と役割	
3 計画の期間	
4 計画の進行管理	
第1章 農業・農村を取り巻く環境の変化	2
1 国の動向	
2 人口減少に伴う国内市場の縮小と食の外部化	
3 食のグローバル化	
4 農業者の減少、法人経営体の増加	
5 地球温暖化の進行と自然災害等のリスク	
6 生産資材の高騰	
7 農村における地域社会の変化	
第2章 本県農業・農村の現状	11
1 農業生産	
2 担い手	
3 農業生産基盤	
4 農 村	
5 農政へのニーズ	
第3章 農政の基本方向	25
1 基本目標	
2 基本方針	
3 施策展開	
第4章 施策体系	29

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、令和3年に「香川県農業・農村基本計画」を策定し、「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を基本目標として、意欲ある担い手の確保・育成や生産性の向上、農業・農村が有する多面的機能の発揮等に取り組んできました。

その結果、次世代を担う新規就農者の確保に結びつくとともに、ブランド農産物を中心に農業産出額も増加傾向にあるなど、一定の成果が得られたところです。

令和7年度に「香川県農業・農村基本計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組みの成果を引き継ぎながら、農業・農村を取り巻く情勢の変化や、農業者、有識者、県議会をはじめとする県民の御意見等を踏まえ、令和8年度からの本県農業・農村の目指す姿と施策の方向性を示した計画を策定します。

2 計画の性格と役割

この計画は、本県農政の基本指針として、県の総合計画である「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画等との整合性を図りつつ、本県農業・農村の目指す将来像や基本的方向、施策の展開方向を明らかにしたものです。

なお、施策の推進にあたっては、農業者、市町、農業協同組合などの関係団体並びに食品事業者や、消費者が一体となって取組みを進めることが重要であるため、以下の基本姿勢に基づき、各種施策の展開に取り組むこととします。

- (1) 農業者が主導的役割を担うことができるよう各種の環境整備を行い、農業者との協働による施策展開を図ります。
- (2) 消費者が望む「食」とは何かを常に考えながら施策展開を図ります。
- (3) 農業生産が環境に与える影響を考慮して、施策展開を図ります。
- (4) 経験や勘のみに頼った判断ではなく、統計データや、農業者・消費者ニーズ等の様々なデータを基に、施策展開を図ります。
- (5) 農業の先進県となるよう熱意をもって、施策展開を図ります。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度（目標年度）までの5か年計画とします。

4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、香川県農業・農村審議会において実施します。

第1章 農業・農村を取り巻く環境の変化

1 国の動向

国では、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、基本理念や基本的な施策の方向性を見直した改正食料・農業・農村基本法を令和6年6月に施行するとともに、施策の方向性を具体化した改正食料・農業・農村基本計画を令和7年4月に策定しました。

(1) 関係法令

改正食料・農業・農村基本法の施行 (R6.6)	食料供給困難対策法の施行 (R7.4)
みどりの食料システム法の施行 (R4.7)	改正土地改良法の施行 (R7.4)
改正農業経営基盤強化促進法の施行 (R5.4) (地域計画の策定)	改正農業振興地域整備法の施行 (R7.4)
スマート農業技術活用促進法の施行 (R6.10)	改正食品等流通法、改正卸売市場法の施行 (R8.4 予定)

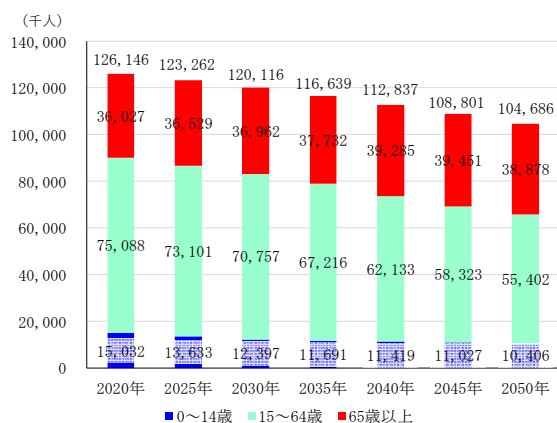
(2) 関係計画

食料・農業・農村基本計画の策定 (R7.4閣議決定)

2 人口減少に伴う国内市場の縮小と食の外部化

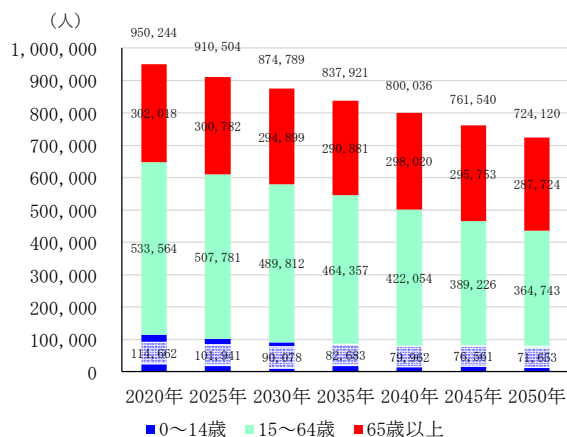
我が国の2020年の人口は約1億2千万人であり、2045年には1億1千万人を割り込み、2050年には約1億4百万人となる見込みです。一方、本県の2020年の人口は約95万人であり、2045年には80万人を割り込み、2050年には約74万2千人となる見込みです。

年齢3区分別人口の推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
令和5年度推計（出生中位（死亡中位）推計）

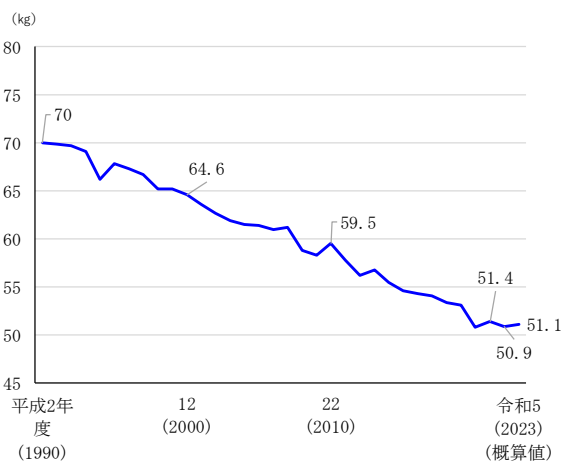
年齢3区分別人口の推移（香川県）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
令和5年推計

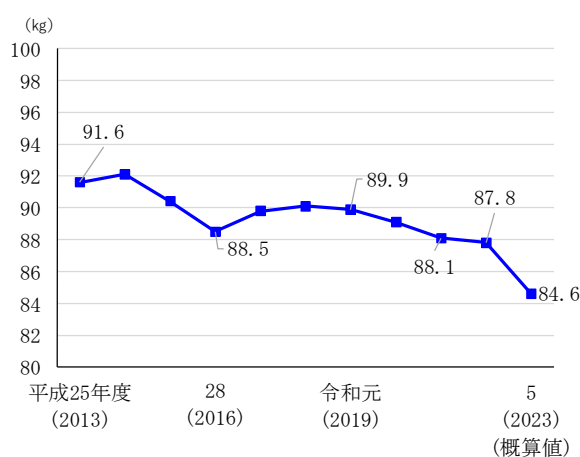
また、国民1人あたりの米、野菜の年間消費は年々減少傾向にあります。

米の1人当たりの年間消費量



資料：農林水産省「農業白書」より
農林水産省「食料需給表」

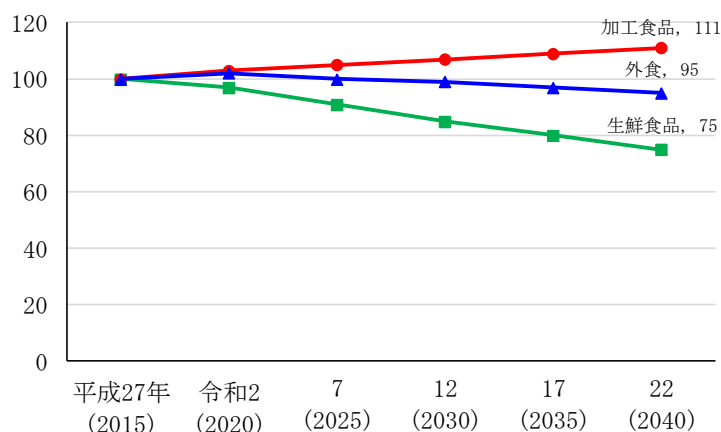
野菜の1人当たりの年間消費量



資料：農林水産省「農業白書」より
農林水産省「食料需給表」

国民の食料消費支出の将来推計は生鮮食品部門が減少傾向にある一方、加工食品部門は増加傾向となる見込みです。また、近年の中食（惣菜）市場は増加傾向にあります。

食料消費支出の将来推計(平成 27(2015) 年の食料支出総額(総世帯) を 100 とする指数)



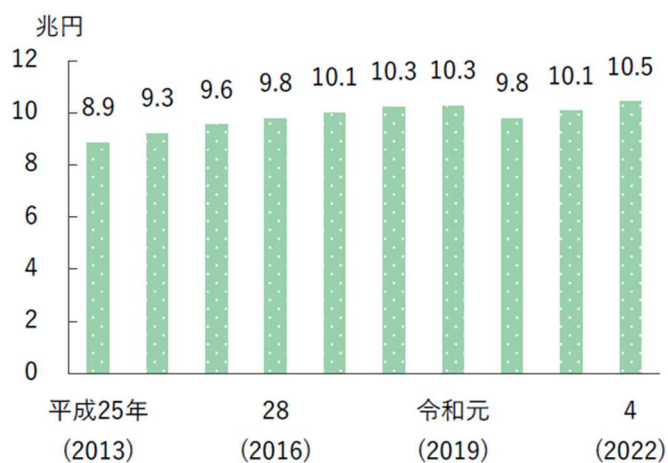
資料：農林水産省「農業白書」より

農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」

注：生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。

加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目

中食（惣菜）市場の売上高

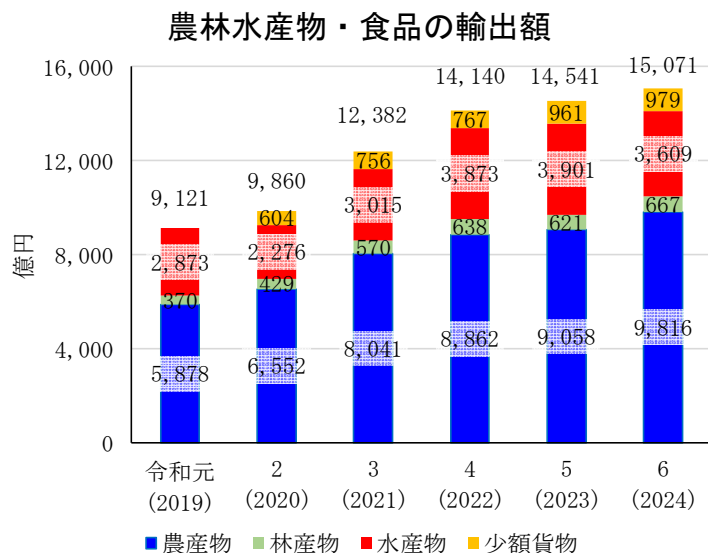


資料：農林水産省「農業白書」より

一般社団法人日本惣菜協会「惣菜白書」

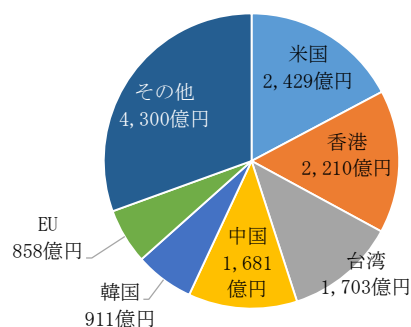
3 食のグローバル化

我が国の輸出額は年々増加傾向にあり、アメリカ合衆国や香港、台湾等を中心に輸出されています。一方、輸入に関しては、平成10年には日本が世界最大の農林水産物純輸入国でしたが、令和3年には第2位となったものの純輸入額は43.5%増加しています。



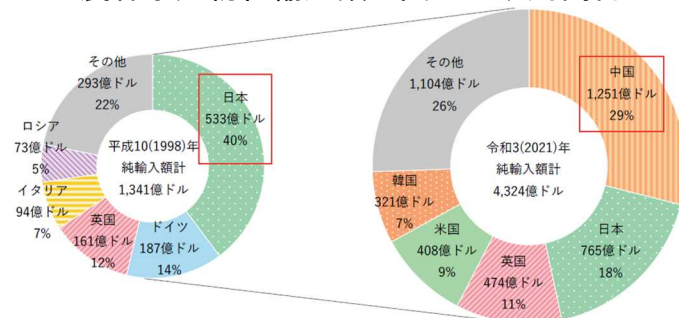
資料：農林水産省「農業白書」より
財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

国・地域別の農林水産物・食品の輸出額



資料：農林水産省「農業白書」より
財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：1) 令和6(2024)年実績値
2) 少額貨物を含まない数値

農林水産物純輸入額の国・地域別割合

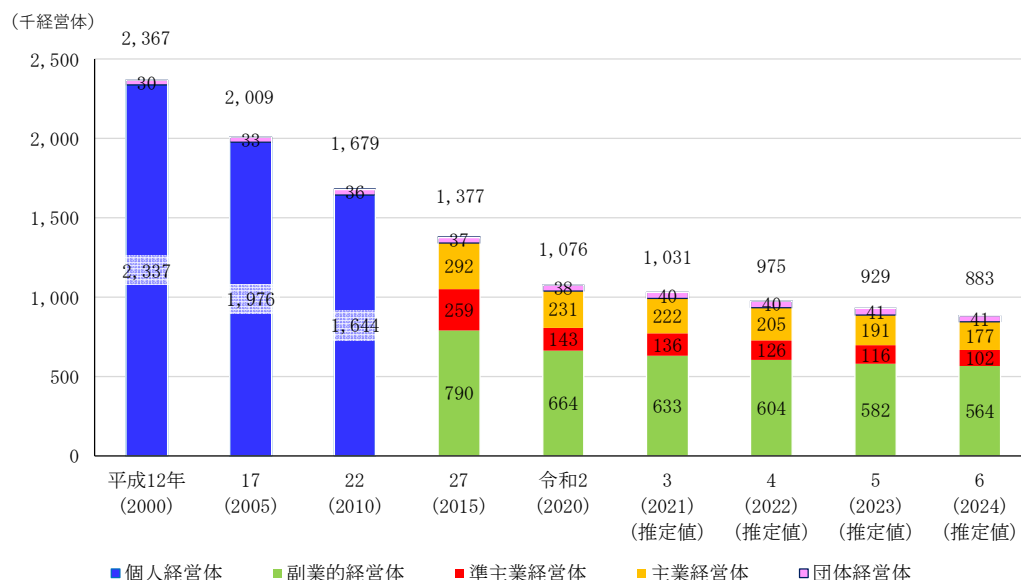


資料：農林水産省「農業白書」より
S&P Global「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国・地域のうち、純輸入額(輸入額-輸出額)がプラスとなった国・地域の純輸入額を集計したもの

4 農業者の減少、法人経営体の増加

我が国の農業経営体数は減少傾向にあり、令和6年は88万3千経営体となっています。一方で、法人経営体数は増加傾向にあります。

農業経営体数



資料：農林水産省「農業白書」より

農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 平成12(2000)年の個人経営体については販売農家の数値、団体経営体については

農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体の数値を合計したもの。平成17(2005)年以降は農業経営体の数値

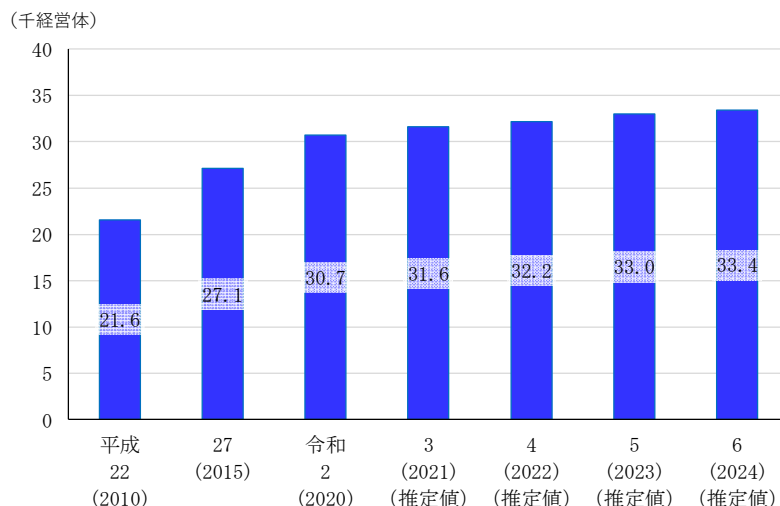
3) 主業経営体…農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

準主業経営体…農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的経営体…1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

4) 令和3(2021)～6(2024)年については、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

法人経営体数



資料：農林水産省「農業白書」より

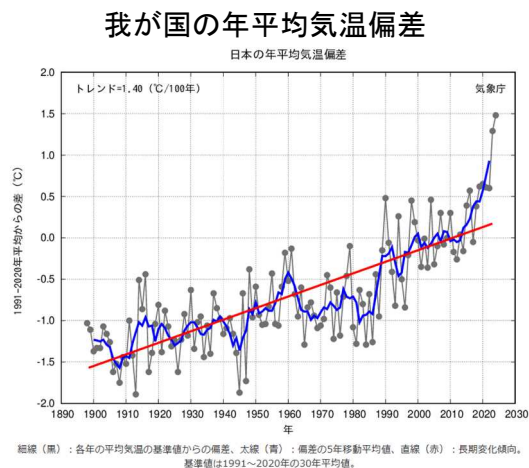
農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注：1) 各年2月1日時点の数値

2) 令和3(2021)～6(2024)年については、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

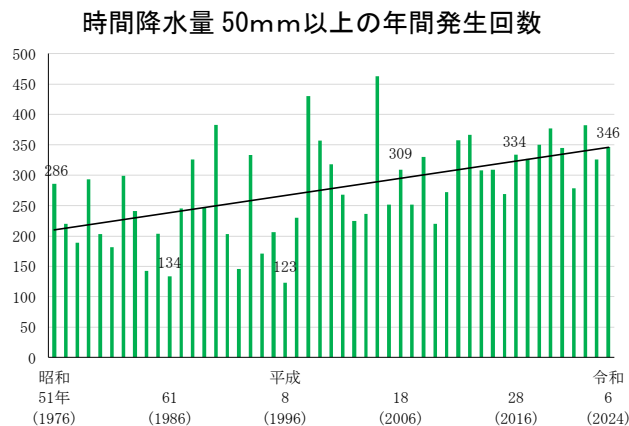
5 地球温暖化の進行と自然災害等のリスク

我が国の年間平均気温は上昇傾向にあるとともに、近年、時間降水量 50 mm以上の発生回数が増加しており、大雨による被害も頻発しています。また、農林水産分野の温室効果ガス排出量は 4,790 万 t であり、全体の 4.2%を占めています。



資料：気象庁 HP より

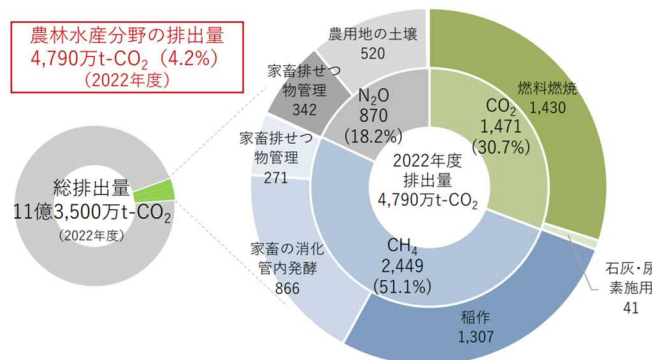
https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html



資料：農林水産省「農業白書」より

気象庁資料を基に農林水産省作成

日本の農林水産分野の温室効果ガス排出量



資料：農林水産省「農業白書」より

農林水産省「農林水産分野における地球温暖化に対する取組」より
万 t-CO₂ 換算

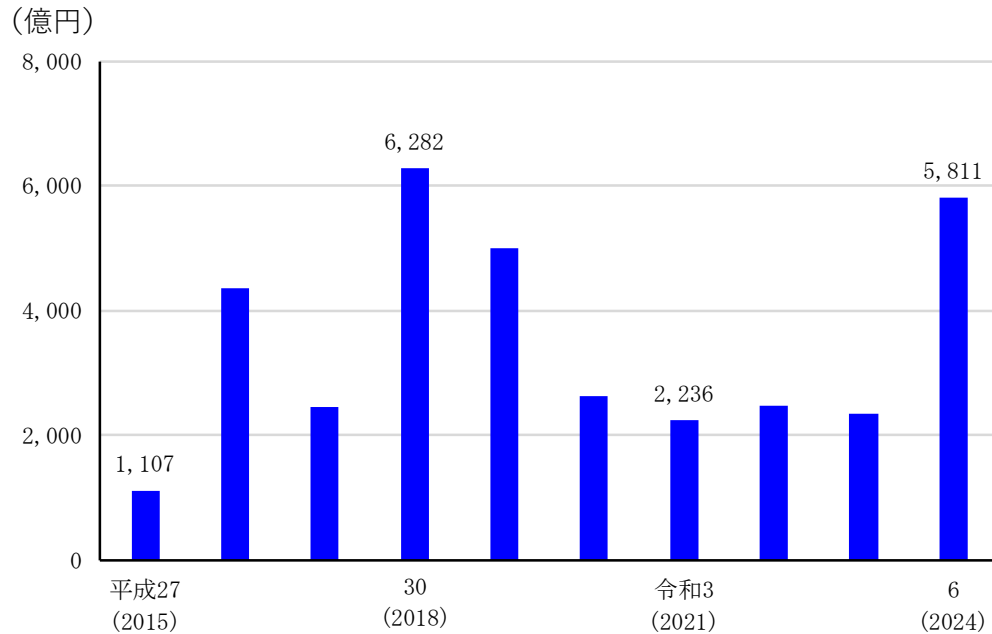
※温室効果は、CO₂ に比べ CH₄ で 28 倍、N₂O で 265 倍。

※排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによる CH₄・N₂O が含まれているが、僅少であることから表記していない。

このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。
：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

我が国においては、近年、自然災害の発生頻度が高まっており、農林水産関係に対しても大きな被害が発生しています。

過去 10 年間の農林水産関係の自然災害による被害額（平成 27 年～令和 6 年）

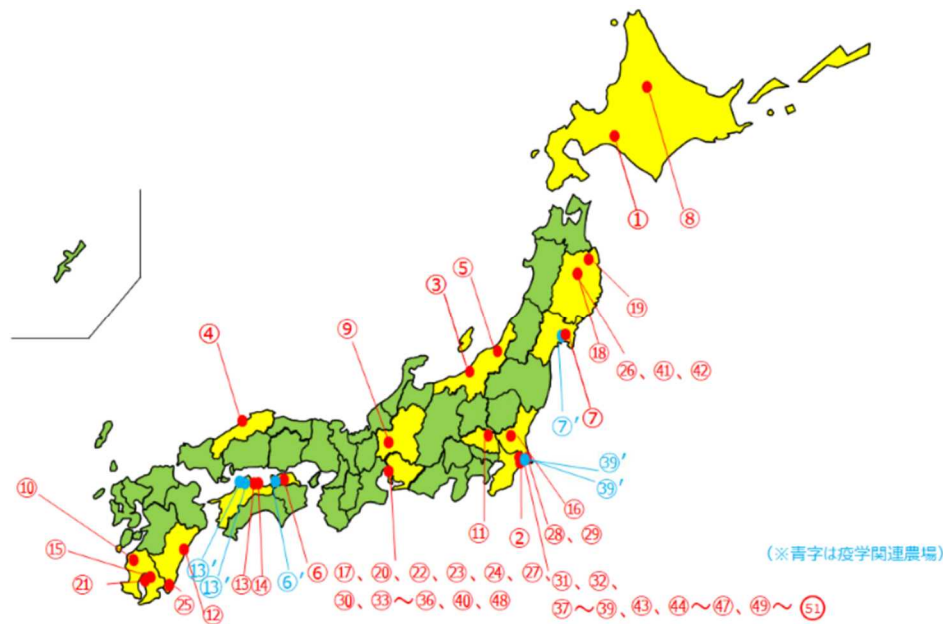


資料：農林水産省「農業白書」より
農林水産省作成

注：令和 6 (2024) 年の被害額は、令和 7 (2025) 年 3 月末時点の数値

全国各地において、鳥インフルエンザの発生も確認されています。

令和 6（2024）年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況

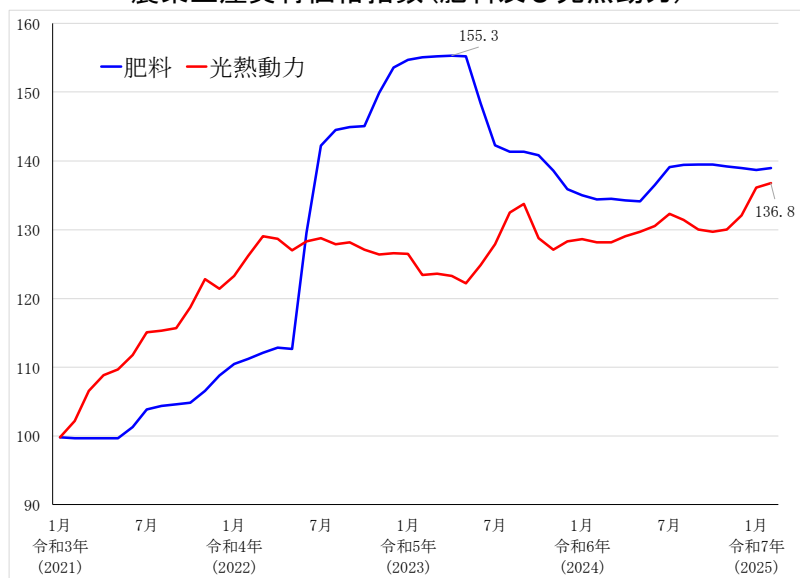


資料：農林水産省「令和 6 年度 鳥インフルエンザに関する情報について」より
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r6_hpai_kokunai.html#2

6 生産資材の高騰

我が国の農業生産資材価格指数（肥料及び光熱動力）は増加傾向にあります。また、農産物価指数（総合）は、肥料や飼料など農業生産資材指数（総合）を下回っており、価格転嫁が出来ていない状況が続いています。

農業生産資材価格指数（肥料及び光熱動力）



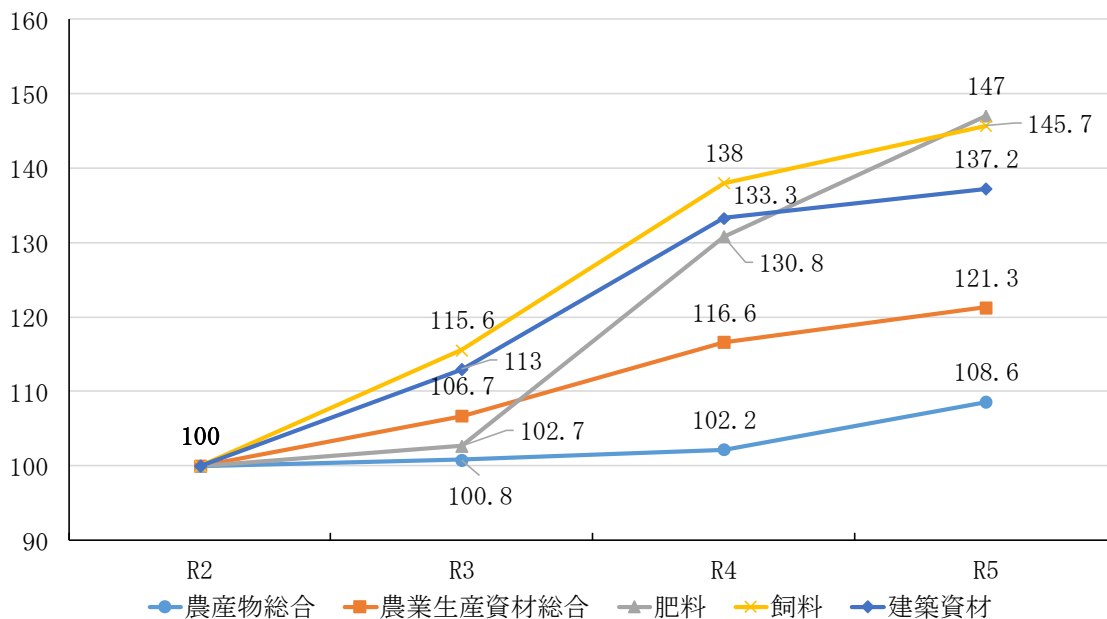
資料：農林水産省「農業白書」より

農林水産省「農業物価統計調査」

注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値

2) 令和6(2024)、7(2025)年は概数値

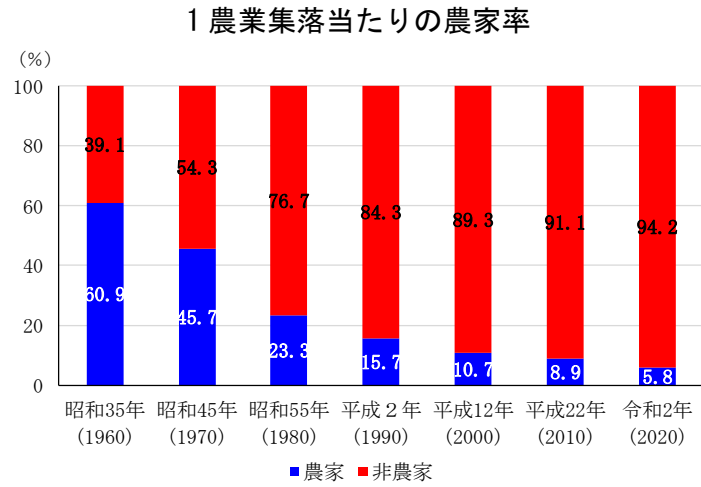
農業物価指数
(令和2年を100とした場合)



資料：農林水産省「農業物価指数」

7 農村における地域社会の変化

我が国の農業集落あたりの農家率は令和2年では 5.8%となっており、年々減少しています。



資料：農林水産省「農林業センサス」

また、基幹的農業水利施設の老朽化が進行しており、標準耐用年数を超過している基幹的水路は 48%となっています。

基幹的農業水利施設の老朽化状況			
		施設数・延長	標準耐用年数超過割合 (%)
		うち 標準耐用年数超過	
基幹的施設 (か所)		7,763	58.4
	貯水池	1,295	10.3
	取水堰	1,976	45.4
	用排水機場	3,030	79.2
	水門等	1,138	75.7
	管理設備	324	74.7
基幹的水路 (km)		52,073	47.8

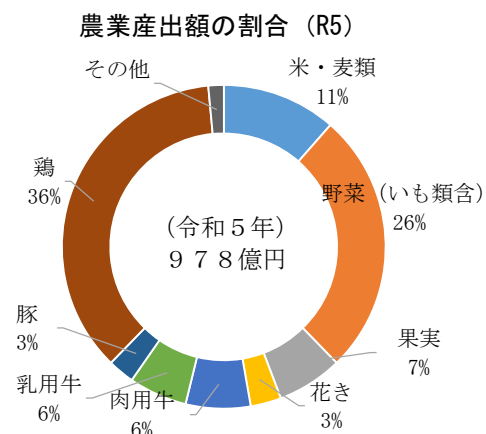
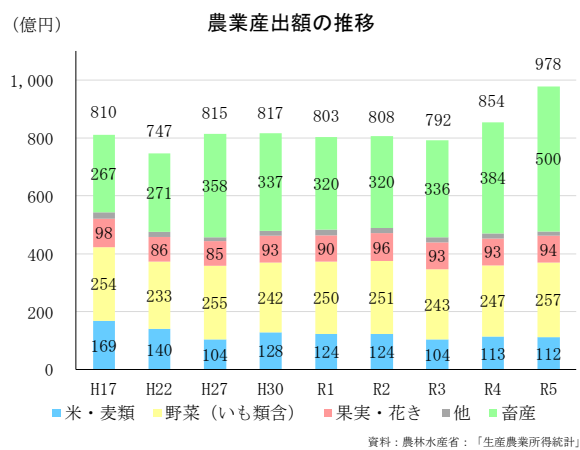
資料：農林水産省「農業白書より」
農林水産省「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注：令和5(2023)年3月末時点の数値

第2章 本県農業・農村の現状

1 農業生産

(1) 農業産出額

令和5年の農業産出額は978億円であり、野菜及び鶏部門で全体の過半（62.5%）を占めています。なお、前年度から15%増加し、25年ぶりに900億円台（平成10年959億円）となりました。



(2) 部門別の農業産出額

直近10年間の平成27年と令和5年を比較すると、果実が16%（9億円）増、肉用牛が10%（6億円）増となるなどブランド化が進展している品目のほか、鶏が50%（119億円）増となっています。

部門別農業産出額

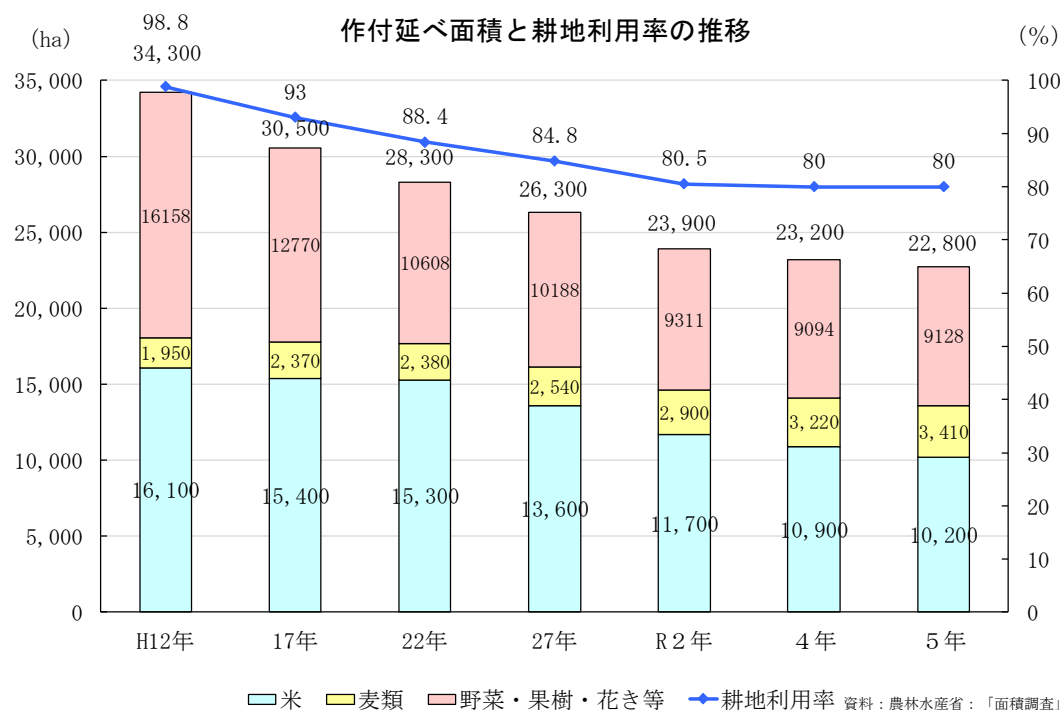
(単位：億円)

	農 業 産出額	耕 種							畜 産						加 工 農産物
		計	米	麦類	野菜 (いも類含)	果実	花き	その他	計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他	
H17	810	542	157	8	254	53	45	25	266	33	41	21	171	0	-
H22	747	476	135	4	233	50	36	18	270	29	38	25	178	0	0
H27	815	458	101	2	255	55	30	15	359	57	45	21	235	1	0
H30	817	479	126	2	242	64	29	16	336	47	49	24	215	1	-
R1	803	481	120	4	250	63	27	17	321	50	52	25	193	1	-
R2	808	487	121	3	251	69	27	16	321	48	52	26	194	1	0
R3	792	455	102	2	243	67	26	15	336	56	52	22	205	1	0
R4	854	457	113	x	247	65	28	4	383	62	53	24	243	1	0
R5	978	479	110	2	257	64	30	16	501	63	57	26	354	1	0

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

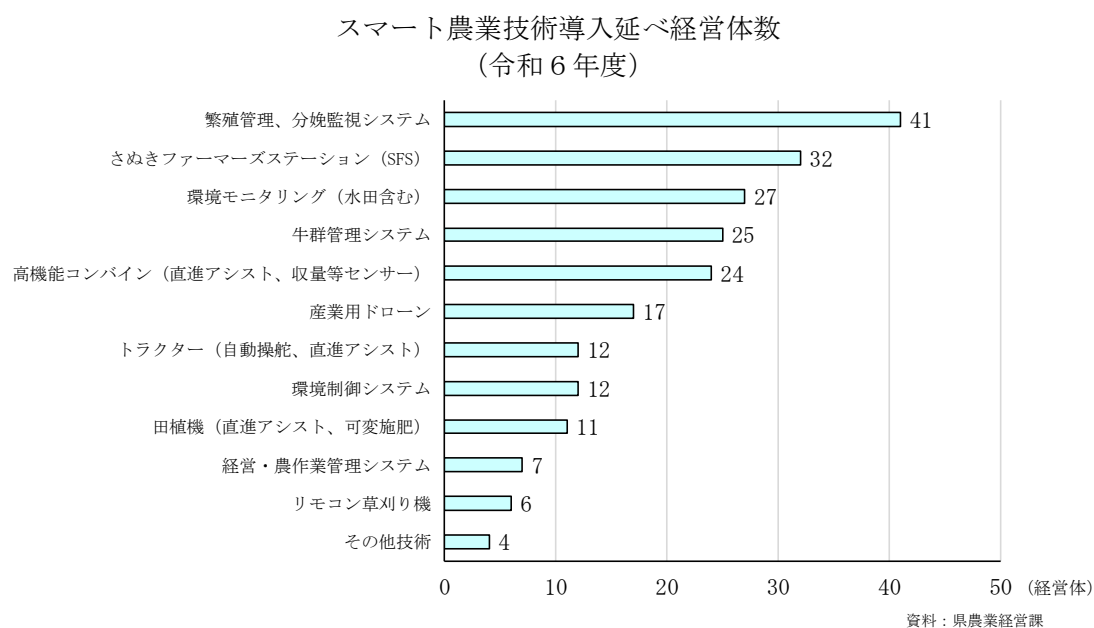
(3) 作付け延べ面積と耕地利用率

作付け延べ面積は、平成 30 年以降、毎年 300ha 程度減少しており、令和 5 年は 22,800ha となっています。また耕地利用率は、近年 80% 台で推移しています。



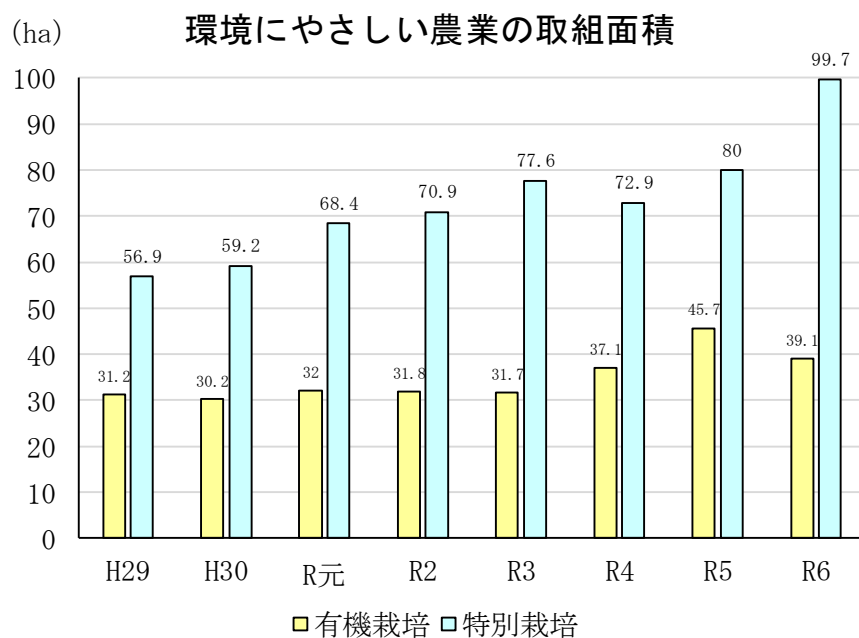
(4) スマート農業技術の導入

148 経営体（延べ 218 経営体）において、データ駆動型等のスマート農業技術の現場実装が進んでいます。



(5) 環境にやさしい農業

有機栽培及び化学肥料及び化学農薬を5割以上低減した特別栽培など環境にやさしい農業取組面積は増加傾向であり、全耕地面積の0.4%で取組まれています。

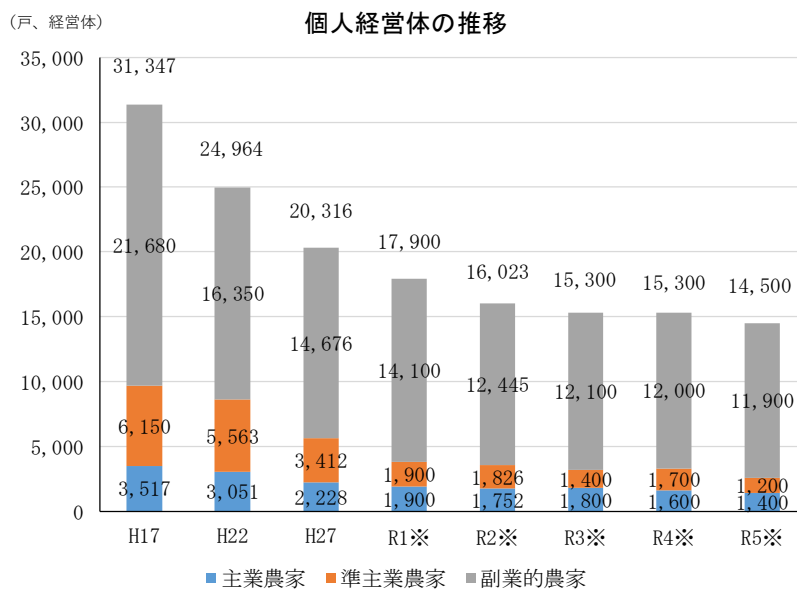


資料：県農業経営課

2 担い手

(1) 個人経営体

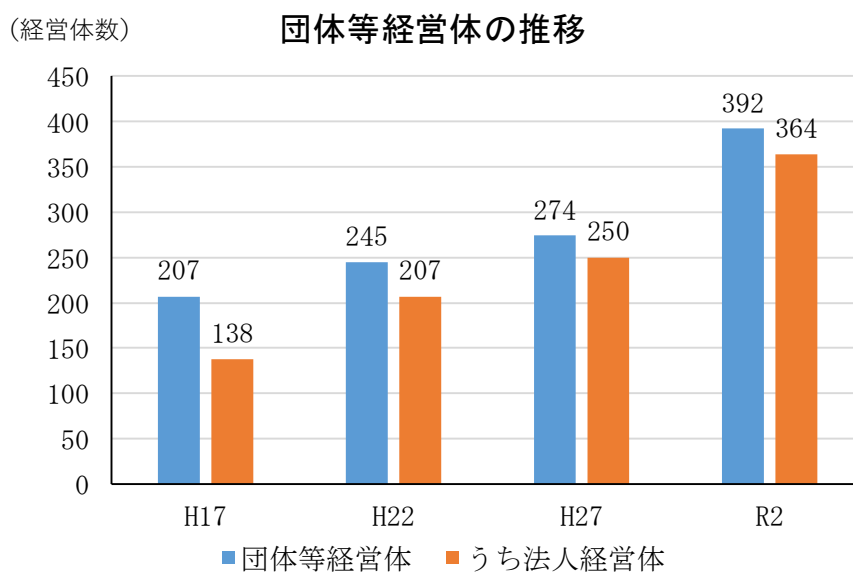
令和5年の個人経営体数は、約1万5千経営体であり、平成27年からの約10年間で、約6千経営体減少（28%減）しています。



資料：農林水産省「農林業センサス」
※H27までは販売農家戸数、R1以降は個人経営体数で集計

(2) 団体等経営体

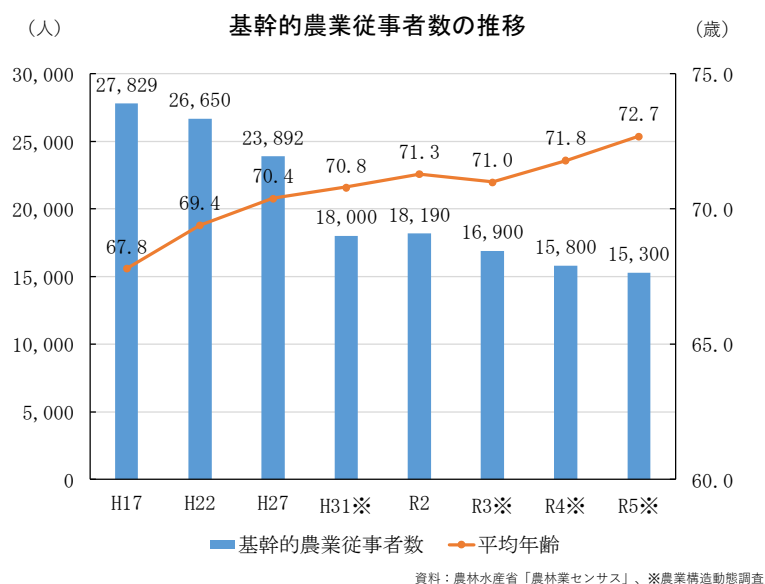
農業法人を含む団体等経営体数は増加傾向にあり、特に、うち法人経営体は364法人（令和2年度）と10年間で157法人増加しています。



資料：農林水産省「農林業センサス」

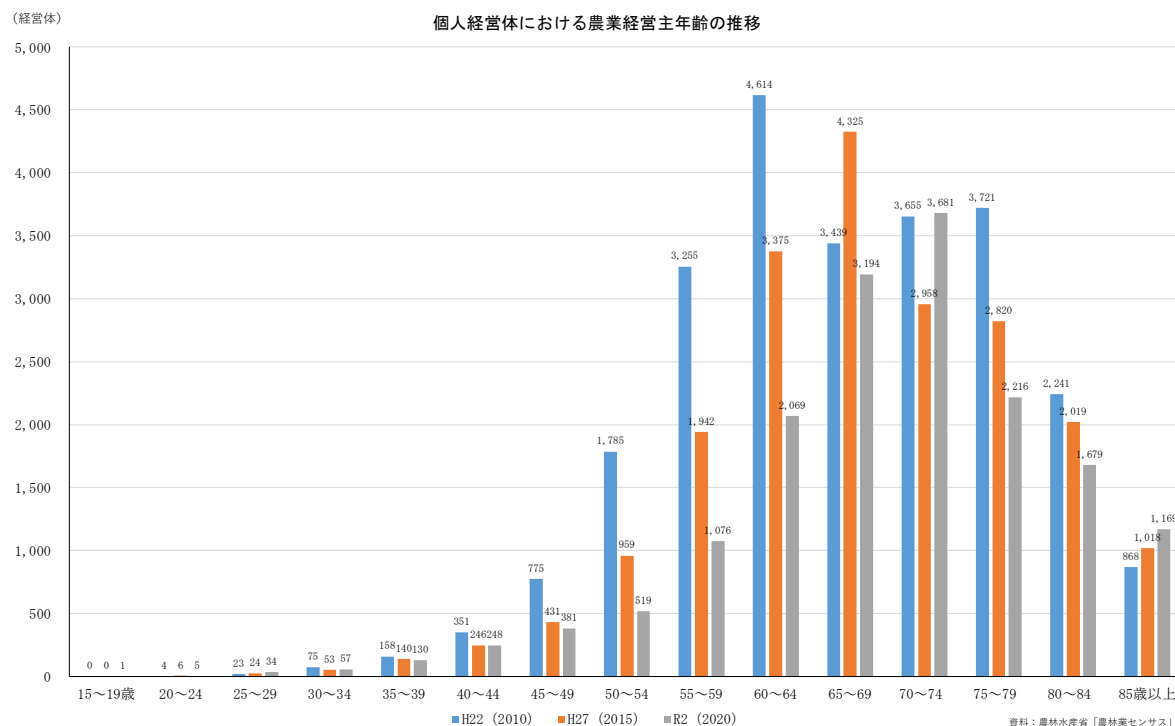
（３）基幹的農業従事者

基幹的農業従事者数は、約 1 万 5 千人であり、平成 27 年からの約 10 年間で、約 8 千 6 百人（36%減）減少しており、平均年齢は 72.7 歳（全国 68.7 歳）となっています。

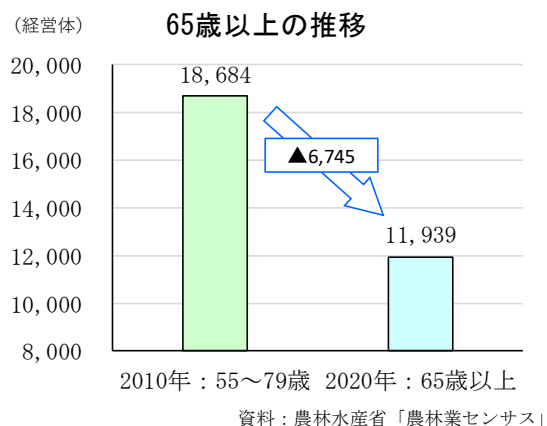
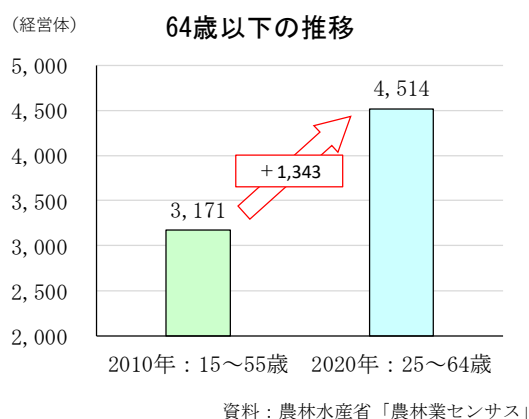


（４）農業経営主の年齢分布推移

農業経営主の年齢分布のうち、最も多い年齢層は、平成 22 年は 60～64 歳であったものが、平成 27 年は 65～69 歳、令和 2 年は 70～74 歳となり、高齢化が進んでいます。

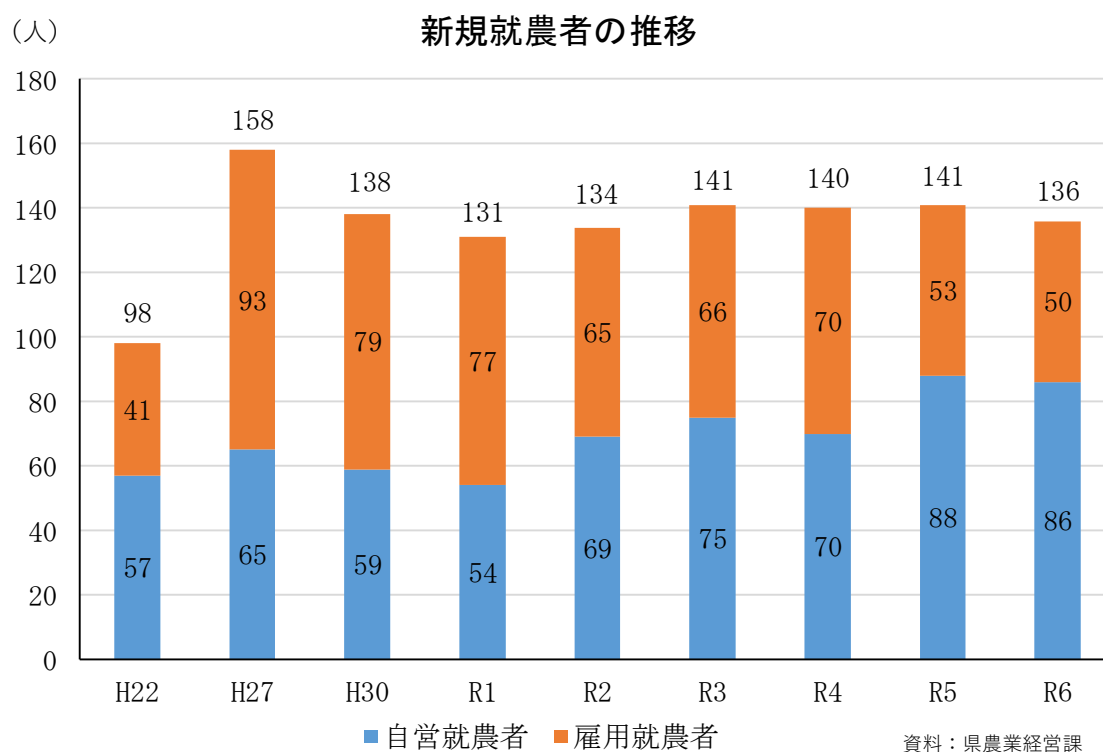


農業経営主の推移について 64 歳以下は他産業からの就農等により、増加傾向となっている一方、65 歳以上は大幅に減少しています。



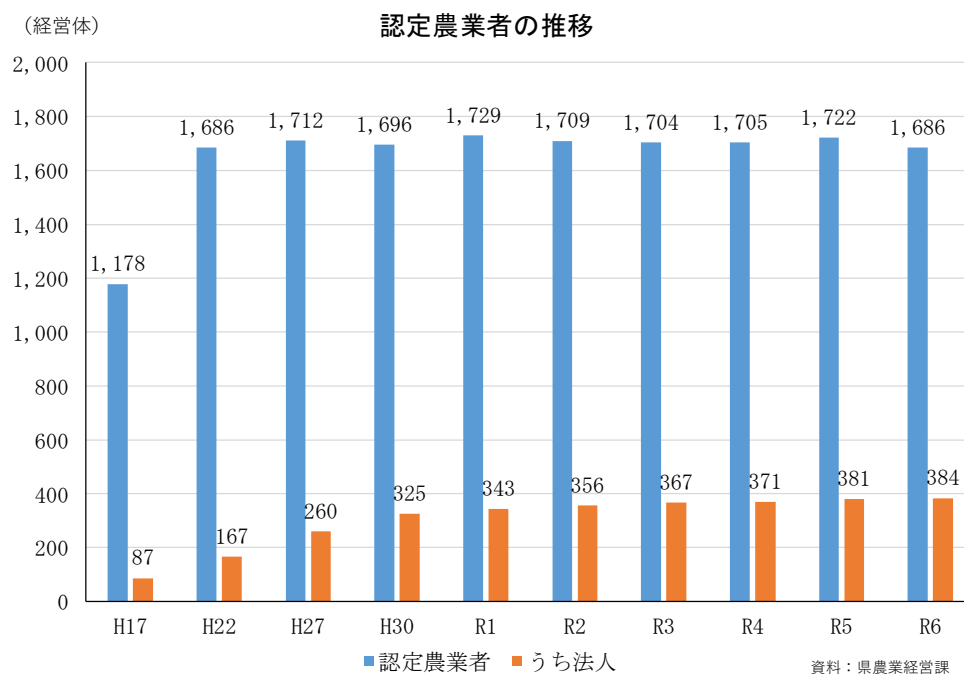
(5) 新規就農者

新規就農者数は、令和2年度～6年度までの平均で約140人となっており、約10年前となる平成27年度から横ばいで推移しています。



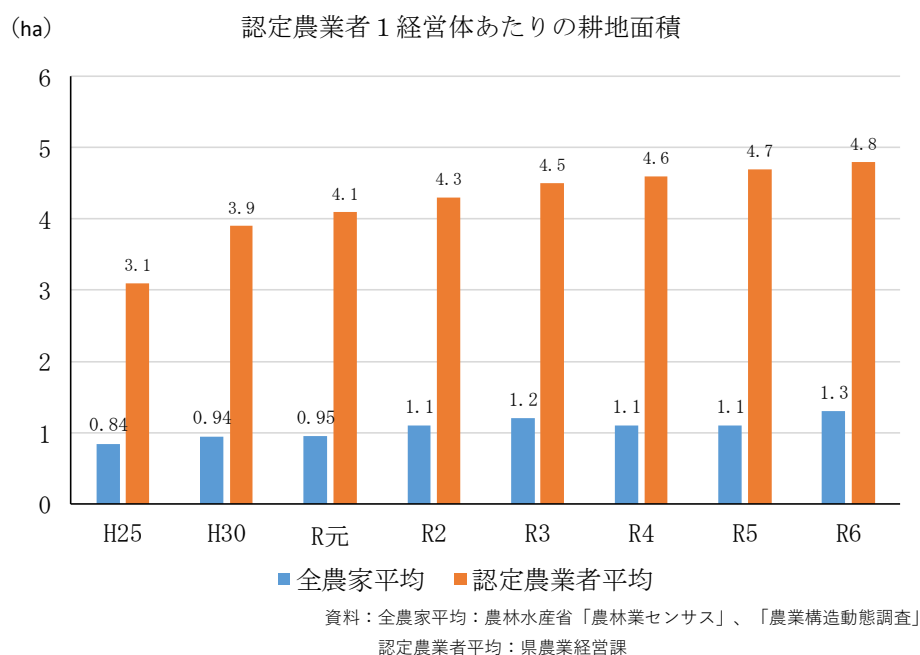
(6) 認定農業者

認定農業者数は、近年、1,700 経営体程度で推移しており、法人である認定農業者は増加傾向にあります。



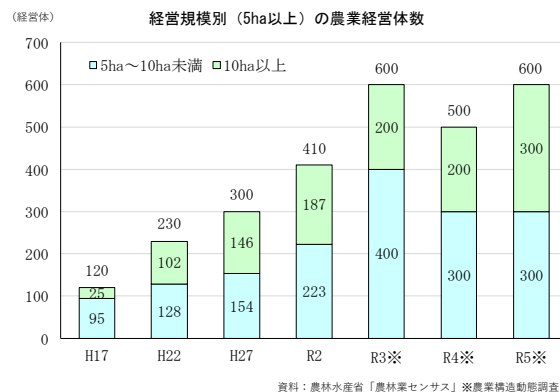
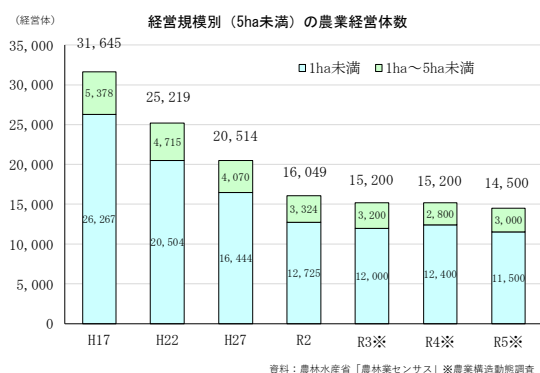
(7) 認定農業者 1 経営体あたり経営耕地面積

令和 6 年度の認定農業者 1 経営体あたりの経営耕地面積は 4.8ha であり、増加傾向にあります。



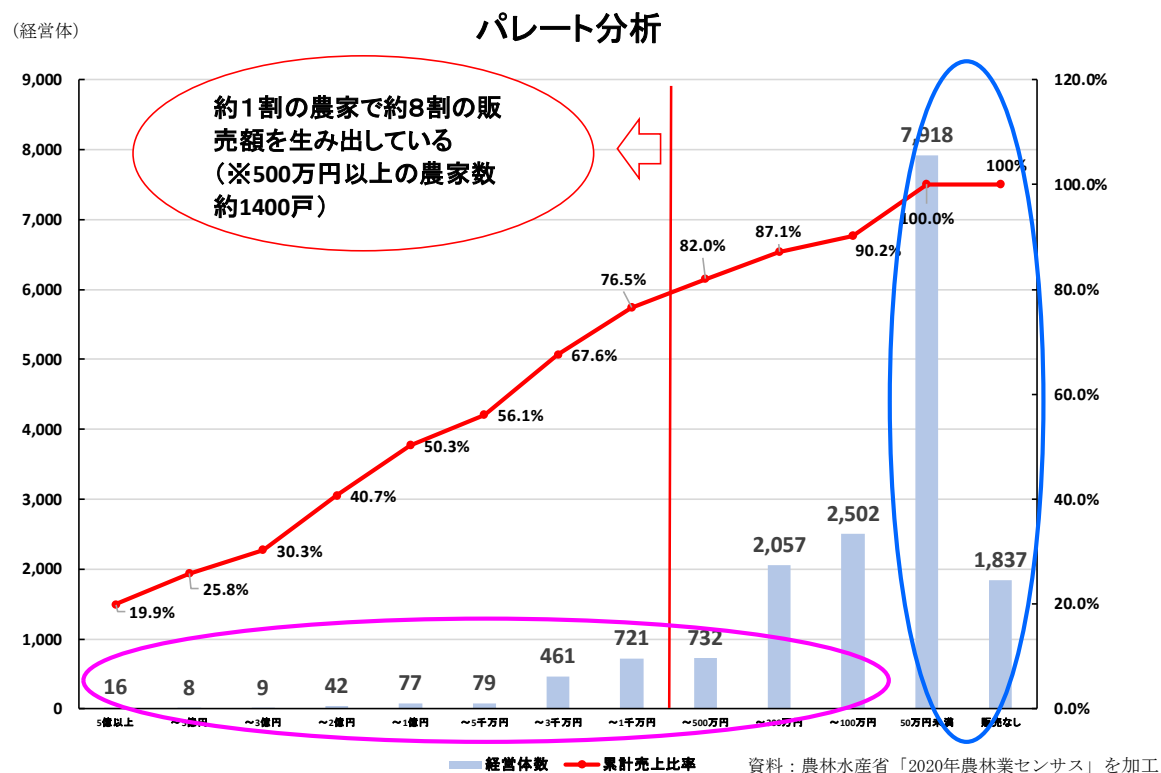
(8) 経営規模別農業経営体数

経営規模が5ha未満の経営体は減少していますが、5ha以上の農業経営体数は増加傾向にあります。



(9) 農産物販売金額規模別経営体数（パレート分析）

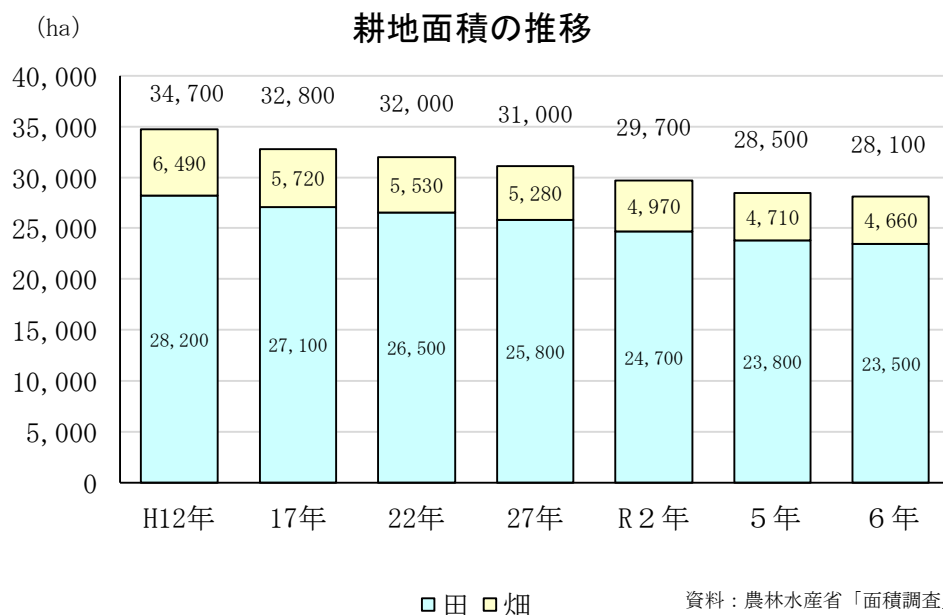
1経営体あたりの販売額 500 万円以上の農家約 1 割で、全販売額の約 8 割を生み出しています。



3 農業生産基盤

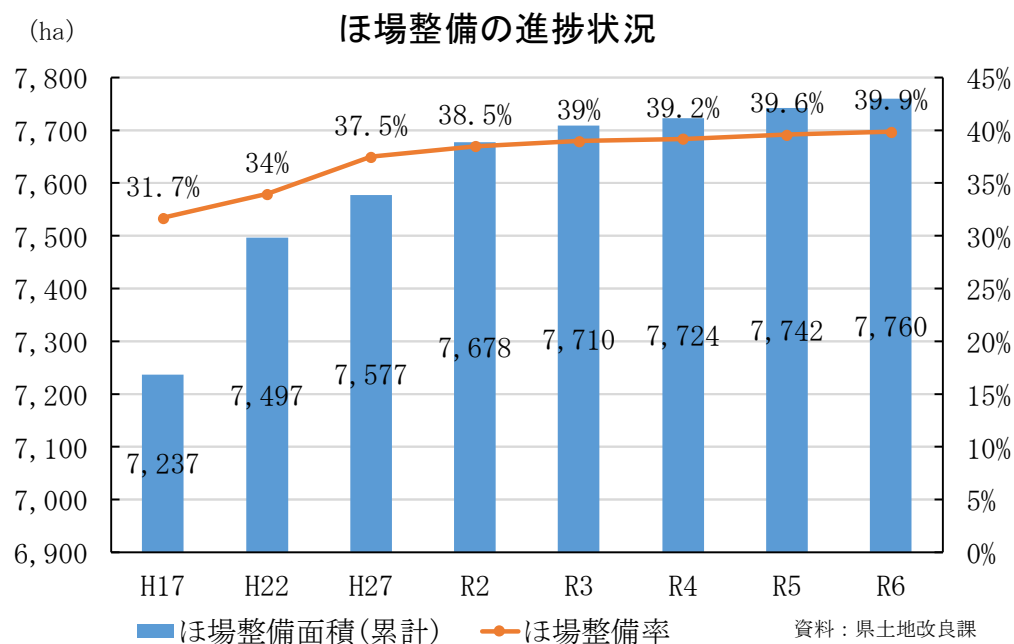
(1) 耕地面積

耕地面積は、毎年減少傾向にあります。令和6年は、前年より400ha減少し、28,100haとなっています。



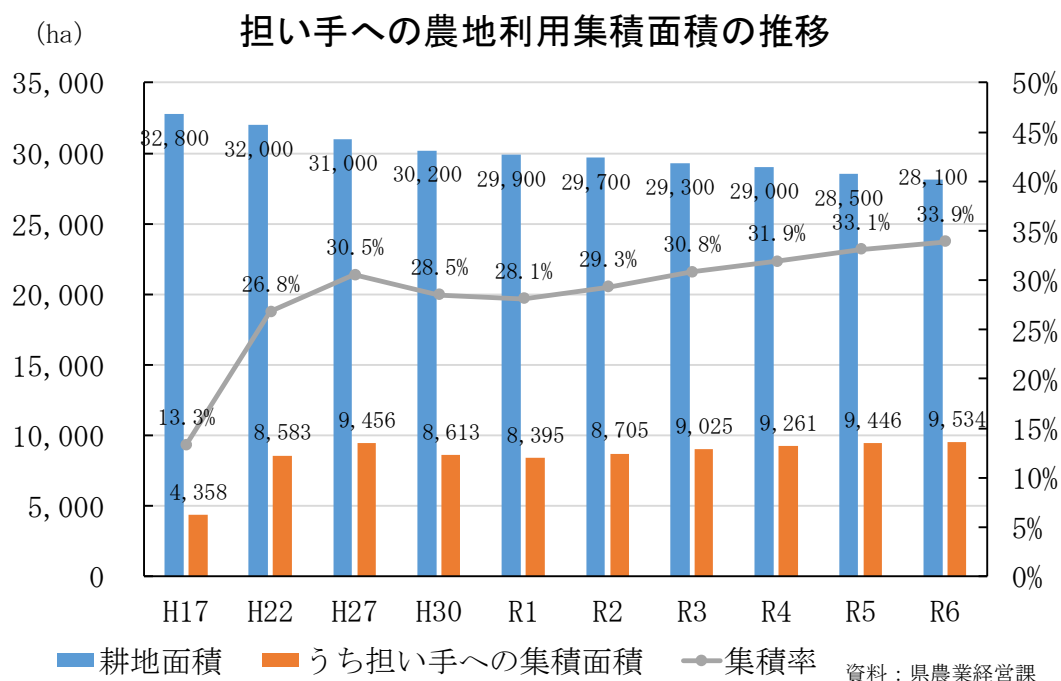
(2) ほ場整備

令和6年度末のほ場整備率は、39.9%（令和4年度末の全国平均68.7%）となっています。



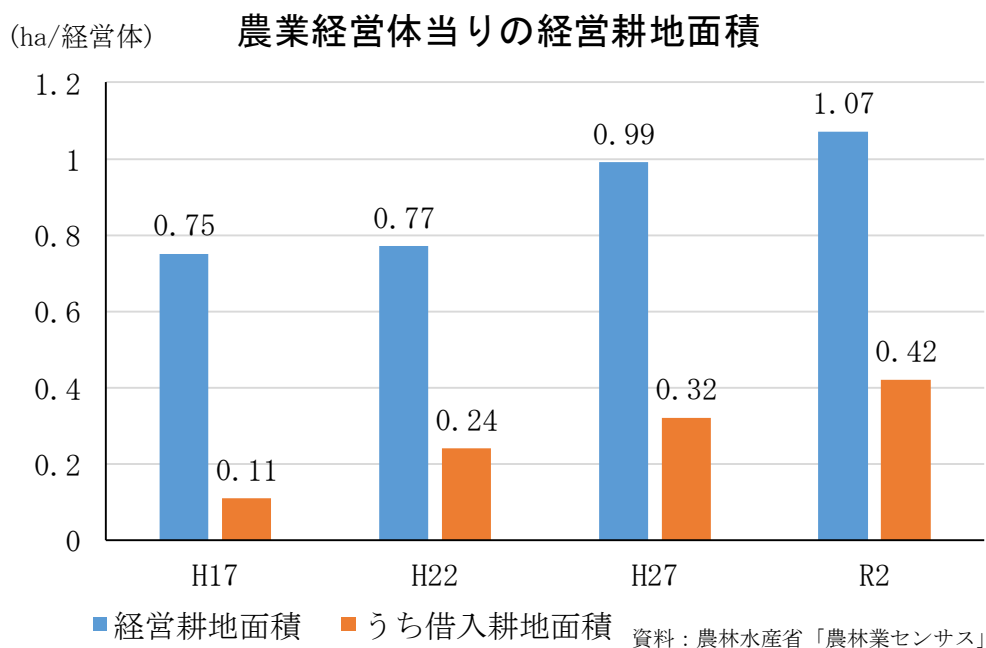
(3) 農地の集積

担い手への農地利用集積率は、近年、30%前半 (R5 全国平均 60.4%) で推移しています。



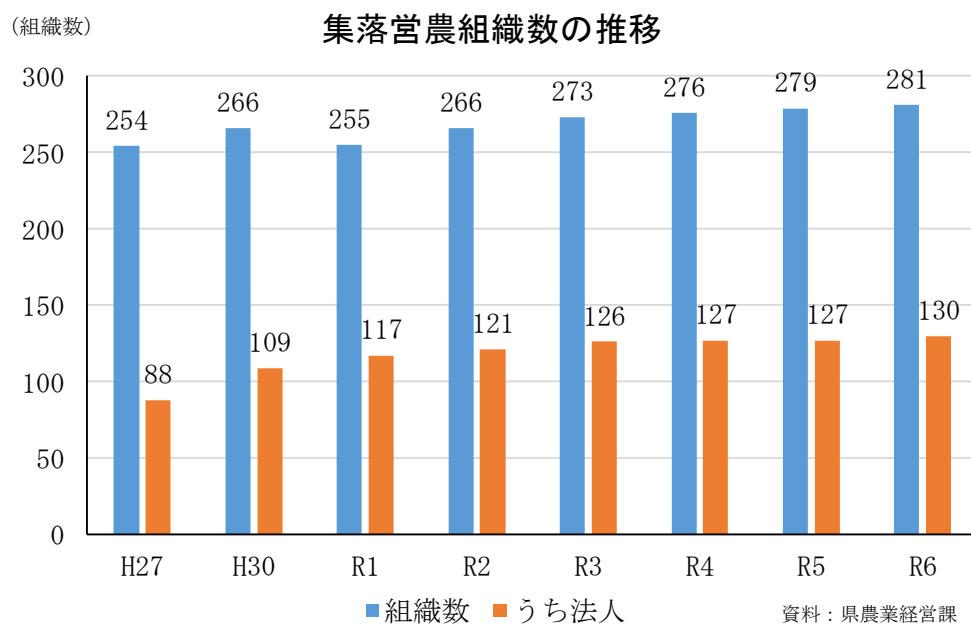
(4) 農業経営体あたりの経営耕地面積

1 経営体当たりの経営耕地面積は 1.07ha (全国 3.01ha) で 10 年前に比べて約 23% (全国 41%) 増加しました。また、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は 39.5% となっています。



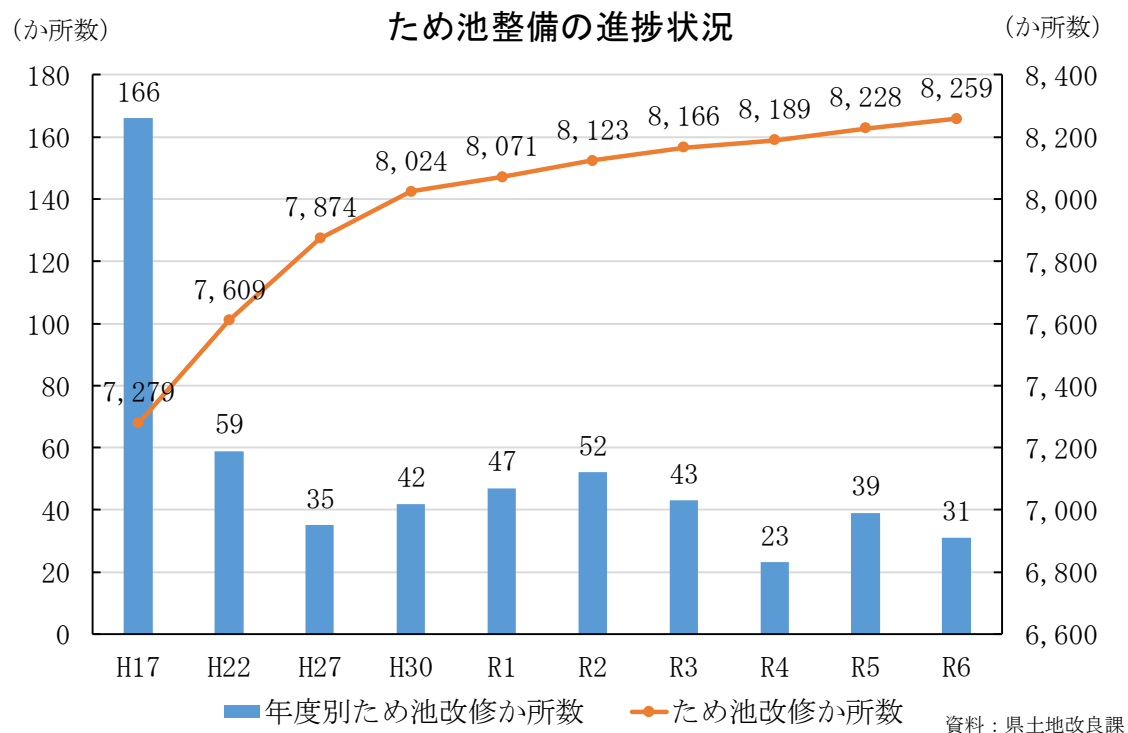
(5) 集落営農組織

集落営農組織数は、近年、270 組織程度で推移しており、約半数が法人化しています。



(6) ため池の整備

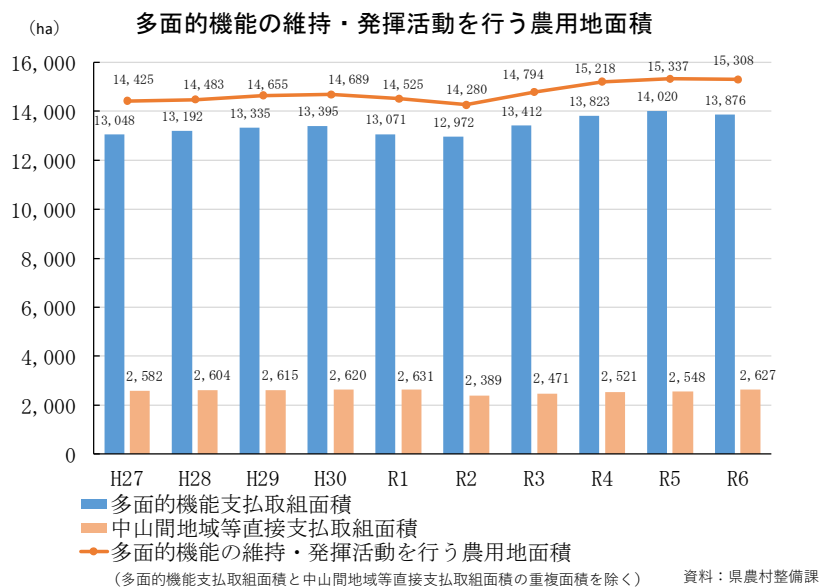
保全や整備の必要が高いため池については、地域の実情に即し、計画的に整備を進め、令和6年度までに8,259か所（全面改修3,593か所）の整備を完了しています。



4 農村

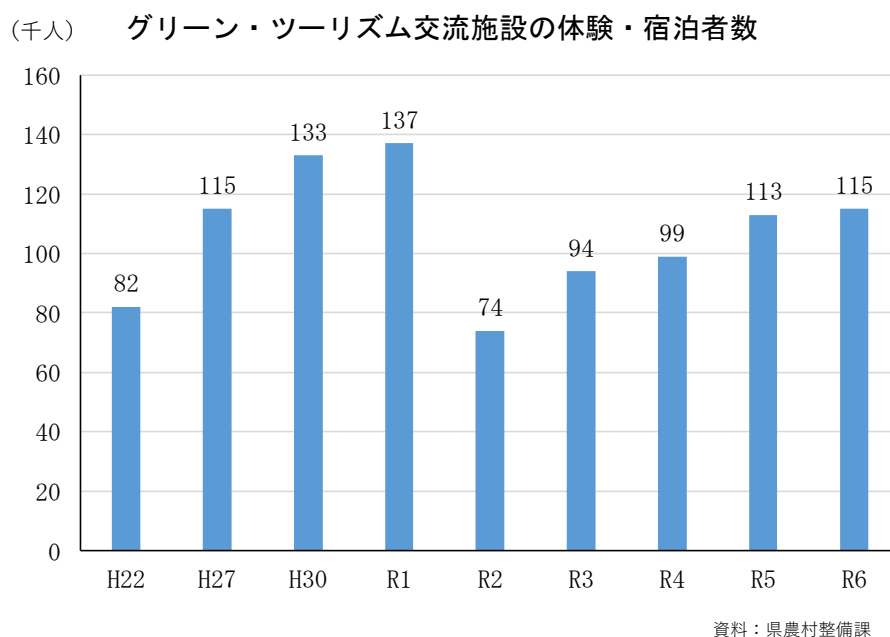
(1) 多面的機能の維持

平成 26 年度の日本型直接支払制度の創設を契機に、多面的機能支払制度及び中山間地域直接支払制度の取組みによる多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積は、大幅に増加しました。近年は、15,300ha 前後の農用地面積で取り組まれています。



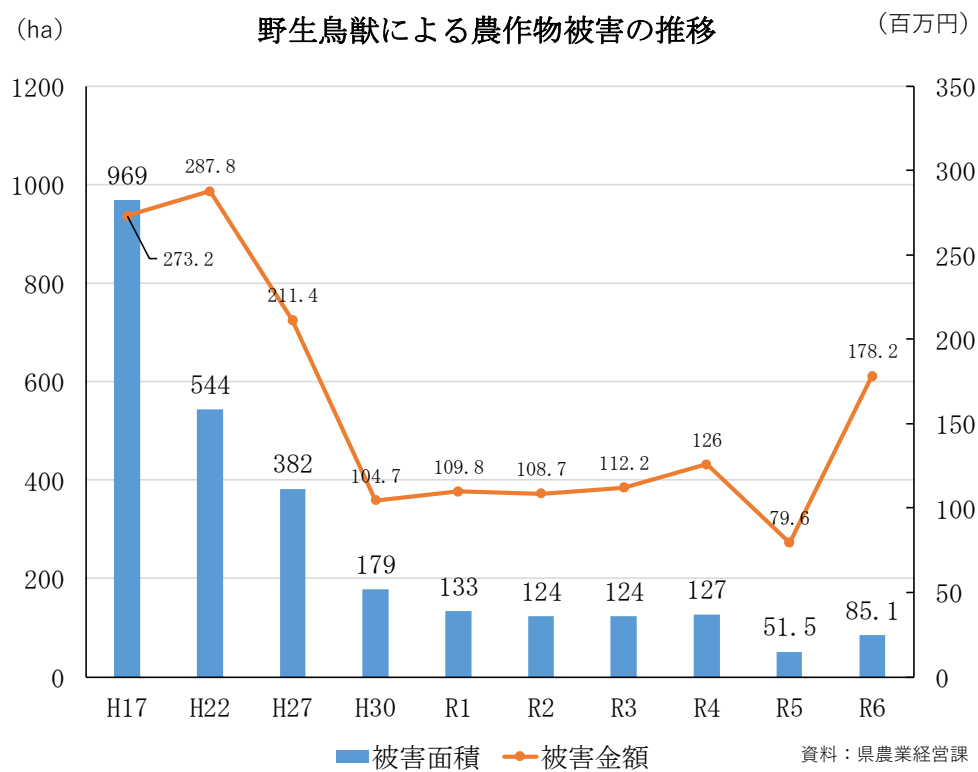
(2) グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数

観光農園や農林漁業体験施設等の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度に落ち込みましたが、近年は、毎年 1 万人程度増加し、回復傾向にあります。



(3) 鳥獣による農作物被害

野生鳥獣による農作物被害面積は減少傾向にありましたが、令和6年度には被害面積85.1ha、被害金額約1億8千万円となりました。



5 農政へのニーズ

県政モニターアンケートによると、本県農業の課題は農家数の減少や遊休農地の拡大等となっています。こうした中、本県農業の果たすべき役割や取組むべきこととして、食料の安定供給や合理的な価格形成による農業経営の安定が求められています。

また、収入の安定性や所得水準が低い等の理由により、子ども達へ農業を職業として勧めたくない方が一定の割合で存在します。このような状況の中で、農業の魅力向上のためには、農業所得の向上が必要であり、400～600万円程度の農業所得の確保が求められています。

また、食育事業の実施や県産食材に関するイベントの実施により本県農業の関心を高めることも求められています。

県政モニターアンケート（R7.2）

Q 1. 香川県の農業の課題（上位5つの抜粋）	
・ 農家数の減少	94.2%
・ 遊休農地の拡大	58.3%
・ 農村の過疎化	56.3%
・ 肥料や飼料などの海外依存・価格高騰	54.6%
・ 異常気象等による農作物被害、品質や収量の低下	53.8%

Q 4. 農業を職業として魅力上げる方法は何か（上位5つの抜粋）	
・ 農業所得の上昇	83.5%
・ 気象変動の影響が少ない技術による安定生産	53.0%
・ 農業DX（デジタルトランスフォーメーション）による省力化・効率化	46.7%
・ 農産物の合理的な価格形成	44.6%
・ 生産量の拡大	36.8%

Q 2. 香川県の農業が果たすべき役割または取り組むべきことは何か（上位5つの抜粋）	
・ 食料の安定的な供給	80.0%
・ 農産物の合理的な価格形成による農業経営の安定	62.6%
・ 担い手への農地集積など農地の適正管理	53.9%
・ 産業としての発展	46.1%
・ 新品種開発やブランド化を通じた特産品開発	35.7%

Q 5. 農業者1人あたりの農業所得の目標設定はどの程度が望ましいか	
・ 200万円未満	1.4%
・ 200～400万円未満	15.9%
・ 400～600万円未満	47.2%
・ 600～800万円未満	24.1%
・ 800万円以上	11.0%
・ 無回答	0.3%

Q 3. 次世代を担う子ども達に、農業を勧めたくない理由	
・ 収入が安定しない	91.2%
・ 肉体的な負担が大きい	70.8%
・ 所得水準が低い	63.7%
・ 天候の影響を受けやすい	48.7%
・ その他	5.3%

Q 6. 香川県の農業について、関心を高めるために何が必要か（上位5つの抜粋）	
・ 学校での食育授業	59.1%
・ 県産農畜産物を使った食のイベントの実施	55.4%
・ 県産農畜産物を提供する県内小売店や飲食店などの拡大	53.3%
・ マスコミやSNSなどで県産農畜産物の情報発信	49.9%
・ 学校給食での県産農畜産物の利用	49.0%

第3章 農政の基本方向

1 基本目標 「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承

本県農業・農村を取巻く環境が大きく変化する中であっても、将来にわたって、本県農業の強みを活かした、儲かり、魅力ある農業の実現をはじめ、生産基盤の整備・保全、担い手に優良農地を集積するなど次世代の担い手を確保・育成するとともに、農業・農村に関わる全ての人々が活躍し、本県農業・農村を次世代に継承するため、基本目標を「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承とします。

本県農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や、気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化により大きく変化しています。

このような中、県では、担い手の確保・育成をはじめ、農産物の安定供給や需要拡大に取り組むほか、生産性の向上に必要な基盤整備の進展を図るとともに、都市と農村の交流の促進など農村づくりを進めてきました。

その結果、ブランド化を進める農産物を中心に農業産出額の増加や、毎年140名程度の新規就農者の確保・育成に結び付けてきました。

一方で、農業産出額の大半を担い手が産出しているほか、基幹的農業従事者数は20年間で半減し、その年齢構成のピークは75歳以上の層となるなど、農業者の減少や、高齢化に歯止めがかかっていません。

パレート分析によると、約1割の主業・準主業農家で販売額の約8割を生み出している一方、農家の約9割を自給的・副業的農家が占めていることから、儲かっている農家が、さらに成長するための「攻め」の施策とともに、農業・農地を守っている約9割の農家を支援する「守り」の施策の両面を推進することと併せて、県民への食の安定供給を実現することが、この計画の目的です。

今後、本県の強みを活かした園芸や畜産など収益性の高い農業の推進をはじめ、農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域計画に基づき優良農地を担い手に集積し、次世代の担い手を確保・育成するほか、6次産業化などで所得向上を図り、「儲かる！魅力と未来のある農業」の実現を目指します。

また、集落営農や土地改良区など農業・農村に関わる人財が活躍し、全ての農地で米麦をはじめとする農産物を生産するほか、ため池を含む農業水利施設を適切に保全するとともに、今後とも農業の有する多面的機能が発揮されるよう、「地域を守り、支える農業」を推進します。

さらに、耕畜連携による資源循環型農業や、環境に配慮した農業の普及をはじめ、地産地消や、幅広い年齢を対象とした食育を推進することで「持続可能な農産物の供給」を目指します。

2 基本方針

新たな基本計画では、基本目標である『「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承』に向けた歩みを確かなものとするため、以下の3つを基本方針とします。

I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

本県農業の強みを活かし、意欲ある担い手や農業法人を中心に、子ども達が目指したくなる、収益性が高い農業の実現を目指す。

II 地域を守り、支える農業の推進

集落営農や土地改良区など農業・農村に関わる全ての人財が活躍し、持続可能な農業及び農村の活性化を目指す。

III 持続可能な農産物の供給

生産者と食の供給者が連携し、持続可能で安全・安心な農産物を供給し、県民の食を支える。

基本目標

「かがわの農業・農村」の 未来を拓き、次世代へ継承

基本方針 I

儲かる！魅力と
未来ある農業の実現



基本方針 II

地域を守り、
支える農業の推進



基本方針 III

持続的な
農産物の供給



（１）儲かる！魅力と未来ある農業の実現

本県農業の強みを活かした園芸や畜産など収益性の高い農産物と、水稻など土地利用型作物を組合わせた生産を振興するとともに、さぬき讃シリーズやオリーブ畜産物などブランド力強化や販路拡大を図るほか、６次産業化や農商工連携により、儲かる！かがわ型農業を推進します。

また、担い手のニーズに応じた農業生産基盤をはじめ、栽培温室や畜産施設など生産性を高める基盤整備を推進するとともに、地域計画に基づく担い手への農地集積や農地機構による優良農地の貸借を促進するほか、スマート農業や新品種・新技術等の開発・普及など、農業の魅力を高める未来投資を行います。

さらに、農業法人等の経営基盤の強化をはじめ、外国人材を含めた雇用労働力を確保するなど核となる担い手を確保・育成するとともに、幅広い年齢層での就農や親元就農、雇用就農などを促進するほか、農業大学校など教育機関や、トレーニングファームの充実を通じて、新規就農者を確保・育成し、次世代の担い手の確保・育成につなげます。

（２）地域を守り、支える農業の推進

農業・農村を守っている副業的経営体など多様な農業人材をはじめ、他産業を含めた農業支援サービス事業体を確保するとともに、農福連携や短時間労働など柔軟な働き方を推進するなど農村を支える人財の確保に努めます。

また、農業生産基盤を保全管理する土地改良区等の体制強化をはじめ、農業水利施設の長寿命化や防災重点農業用ため池の整備を推進するハード対策とともに、ため池の監視・管理体制を強化するソフト対策により、農業生産基盤の保全管理と防災・減災対策に取り組みます。

さらに、集落営農組織への支援をはじめ、小規模農業者が農業を継続できるよう、産地直売所などで販売する農産物栽培や特用作物の栽培など、地域資源を活用したスモール農業の普及を通じて、農業と農地の維持・継続を支援します。

農業が有する多面的機能の発揮や中山間地域農業の活性化、鳥獣害対策の推進により農地・農村環境の保全管理を図るとともに、グリーンツーリズムなどによる関係人口の拡大や農村の伝統や文化などの継承・情報発信を通じ、農村の振興に努めます。

（３）持続可能な農産物の供給

食品事業者など食の供給者と連携して、地産地消の推進や、全世代を対象とした食育・花育の推進、集出荷施設の再編など流通の合理化・効率化により、農産物の安定供給を推進します。

また、GAPやHACCPの推進をはじめ、家畜伝染病の発生予防等の強化や病虫害対策など防疫体制を整備し、食の安全・安心を推進します。

さらに、家畜排せつ物等の有効利用や、県産飼料の生産・利用など耕畜連携による資源循環型農業を推進するほか、みどりの食料システムの普及を通じて、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ります。

3 施策展開

施策展開は、基本方針を実効性のあるものとするため、以下の観点から施策展開を図ります。

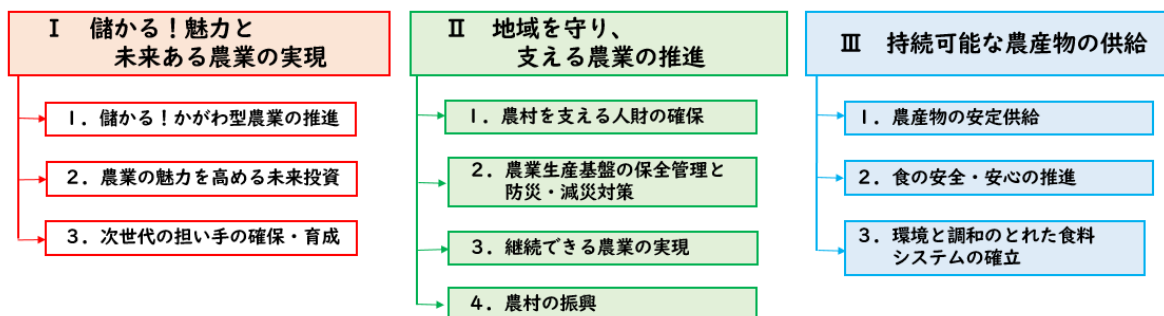
「基本方針Ⅰ 儲かる！魅力と未来ある農業の実現」では、本県農業の強みを活かし、収益性の高い農産物を中心に消費者ニーズに応じた生産振興やブランド化、6次産業化による**儲かる！かがわ型農業の実現**をはじめ、生産性を高める基盤整備や担い手への農地集積、スマート農業や新技術の普及など**農業の魅力を高める未来投資を実施**するとともに、農業法人等の核となる担い手や幅広い年代の新規就農者など**次世代の担い手の確保・育成**を図ります。

また、「基本方針Ⅱ 地域を守り、支える農業の推進」では、副業的経営体など多様な農業人材や農業支援サービス事業体など**農村を支える人財の確保**をはじめ、農業水利施設や、ため池など**農業生産基盤の保全管理と防災・減災対策**、集落営農組織やスモール農業の普及により**継続できる農業の実現**、多面的機能の発揮など農地・農村環境の持続的な保全管理等により**農村の振興**を図ります。

さらに「基本方針Ⅲ 持続可能な農産物の供給」では、地産地消や流通の合理化などによる**農産物の安定供給**、家畜伝染病や病虫害など防疫体制の整備による**食の安全・安心の推進**、耕畜連携による資源循環型農業の推進等による**環境と調和のとれた食料システムの確立**を図ります。

これらの取組みについて、農業者をはじめ、県民や関係機関・団体と協働し、基本目標である『「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承』することを目指します。

－ 施策展開のイメージ －



第4章 施策体系

本県の進むべき基本的方向を明らかにする「基本目標・基本方針」を実現するため、以下の展開方向に沿って、施策の展開を図ります。

基本目標	「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承
------	--------------------------

基本方針Ⅰ 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向Ⅰ 儲かる！かがわ型農業の実現	
1 消費者ニーズに応じた生産振興	1) 収益性の高い農産物づくり (1) 施設園芸（さぬき姫他） (2) 露地園芸（ブロッコリー他） (3) 畜産（オリーブ畜産物他） (4) 特産物（オリーブ、盆栽他） 2) 持続可能な水田農業の推進 (1) 水稻（病害虫抵抗性・多収性品種等による生産性の向上） (2) 麦類（さぬきの夢他）
2 ブランド力の強化と販路拡大	1) ブランド力の強化 (1) さぬき讃シリーズ (2) オリーブ畜産物 (3) かがわオリーブオイル品質表示制度 (4) 高松盆栽 (5) おいでまい、さぬきの夢 2) 販路拡大 (1) 各種登録店制度の推進 (2) 登録店等での効果的なプロモーションの強化 (3) 商談会の実施 (4) 農産物の輸出拡大 (5) 農産物の栄養成分に着目した訴求力の向上
3 6次産業化・農商工連携の推進	1) 6次産業化等による高付加価値化 2) 農業と食品産業の連携強化
展開方向Ⅱ 農業の魅力を高める未来投資	
1 生産性を高める基盤整備の推進	1) 担い手のニーズに応じた農業生産基盤の整備 2) 栽培温室や畜産施設などの整備を加速化
2 農地の集積・集約化と優良農地の確保	1) 地域計画に基づく担い手への農地集積 2) 農地機構による優良農地の貸借の促進
3 新技術等の開発・普及による技術革新	1) スマート農業の推進（DX） 2) 新品種・新技術の開発・普及 3) 低コスト・省力化技術の開発・普及 4) 高温対策技術の開発・普及

展開方向３ 次世代の担い手の確保・育成	
１ 核となる担い手の確保・育成	１）農業法人等の経営基盤の強化 ２）農外法人や農外企業の誘致 ３）農作業安全など雇用の確保に必要な環境整備 ４）外国人材を含めた雇用労働力の確保 ５）女性農業者の活躍推進
２ 新規就農者の確保・育成	１）幅広い層の新規就農者を確保・育成 ２）農地や農業施設を経営継承する仕組みづくり ３）農業大学校など教育機関の充実 ４）お試し就農制度によるトライアル環境の充実 ５）トレーニングファームや里親登録制度の充実 ６）親元就農や雇用就農の促進

基本方針Ⅱ 地域を守り、支える農業の推進

展開方向１ 農村を支える人財の確保	
１ 多様な農業人材の確保	
２ 他産業を含めた農業支援サービス事業体の確保	
３ 農福連携の推進	
４ 短時間労働など柔軟な働き方の推進	
５ セーフティネットの確保・整備	１）農業保険制度の普及 ２）生産資材費の高騰対策 ３）野菜価格安定制度の推進 ４）農作業安全の確保
展開方向２ 農業生産基盤の保全管理と防災・減災対策	
１ 農業水利施設の保全管理	１）農業水利施設の長寿命化 ２）農業生産基盤の保全管理の体制強化
２ ため池の防災・減災対策	１）防災重点農業用ため池の整備推進 ２）監視・管理体制の強化
展開方向３ 継続できる農業の実現	
１ 集落営農組織の持続的発展	
２ 地域資源を活用したスモール農業の普及	
３ 農地を一元管理する地域まるっと中間管理方式の導入	
展開方向４ 農村の振興	
１ 農地・農村環境の持続的な保全管理	１）多面的機能の発揮 ２）中山間地域農業の活性化 ３）鳥獣害対策の推進
２ 農村の活性化	１）グリーンツーリズム・農泊・二地域居住等による関係人口の拡大 ２）農村の伝統や文化等の継承及び魅力発信

基本方針Ⅲ 持続可能な農産物の供給

展開方向 1 農産物の安定供給	
1 安定した食料システムの確立	1) 主食用米等の安定供給 2) 地産地消の推進
2 全世代を対象とした食育・花育の推進	
3 インバウンドによる食関連消費の拡大	
4 流通の合理化・効率化	1) 集出荷施設などの再編 2) サプライチェーンの効率化
5 合理的価格の形成を啓発・普及	
展開方向 2 食の安全・安心の推進	
1 G A P など生産工程管理の推進	
2 H A C C P など食品衛生管理の推進	
3 防疫体制の整備	1) 家畜伝染病の発生予防等の強化 2) 病虫害対策の推進
展開方向 3 環境と調和のとれた食料システムの確立	
1 耕畜連携による資源循環型農業の推進	1) 家畜排せつ物等の有効利用 2) 県産飼料の生産・利用を推進
2 みどりの食料システムの普及（G X）	1) みどり認定制度の推進 2) 環境負荷低減技術の開発・普及 3) 環境にやさしい農産物の販路開拓と理解醸成